

砥部町空き家バンク実施要綱

砥部町告示第 20 号
令和 4 年 3 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るために実施する砥部町空き家バンク事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない、又は居住しなくなる予定の砥部町内にある登記されている住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 利用希望者 砥部町への定住を目的に、空き家の購入又は賃貸を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望する所有者及び利用希望者からの申し込みにより空き家に関する情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する制度をいう。
- (5) 協力事業者 砥部町空き家バンク協力事業者登録事務取扱要領（令和 4 年砥部町告示第 21 号）により登録された宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家バンクによらない空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家物件の登録)

第 4 条 空き家バンクへの物件の登録を希望する所有者は、空き家バンク物件登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があった場合で、その内容等の確認及び必要に応じて行う実地調査等により適当であると認めたときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「物件登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク物件登録通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知する。
- 4 町長は、第 2 項の規定により空き家バンクに登録していない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該空き家の所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録内容の変更)

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク物件登録変更届（様式第 3

号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更届の提出があったときは、当該物件の登録内容を更新するものとする。

(登録の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの物件登録を抹消するとともに、空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第4号)により当該物件登録者に通知する。

- (1) 空き家バンクに登録した空き家の所有者に異動があったとき。
- (2) 空き家バンク物件登録抹消申請書(様式第5号)の提出があったとき。
- (3) 物件登録台帳の登録の日から3年を経過したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空き家物件利用の登録)

第7条 空き家バンクへの利用の登録(以下「空き家バンク物件利用登録」という。)を希望する者は、空き家バンク物件利用登録申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容等を確認し、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家バンク物件利用登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活しようとする者
- (3) その他町長が適当と認める者

- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク物件利用登録通知書(様式第7号)により当該申請者に通知する。

(空き家物件利用登録の変更)

第8条 前条第3項の規定により登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク物件利用登録変更届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更届の提出があったときは、当該利用登録の内容を更新するものとする。

(空き家物件利用登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク物件利用登録を抹消するとともに、空き家バンク物件利用登録抹消通知書(様式第9号)により当該利用登録者に通知する。

- (1) 空き家バンク物件利用登録抹消申請書(様式第10号)が提出されたとき。
- (2) 利用登録者が第7条第2項各号に該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家の情報及び空き家を利用することが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開等)

第10条 町長は、空き家バンクに登録した空き家情報の一部を公開するとともに、物件登録者及び利用登録者に対し、必要に応じて有益な情報を提供するものとする。

2 前項の規定により空き家バンクで公開する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の状況
- (2) 生活設備の状況
- (3) 空き家の土地の状況
- (4) 賃貸借又は売買の別
- (5) 希望賃借料又は希望売却価格
- (6) 無償譲渡の可否
- (7) その他町長が適当と認めた情報

(協力事業者の紹介)

第11条 町は、所有者、利用希望者、物件登録者及び利用登録者（以下「利用者」という。）に協力事業者の活用を推奨するものとする。

2 町は、利用者から協力事業者の紹介を希望されたときは、協力事業者の情報を提供するものとする。

(物件登録者及び利用登録者の交渉等)

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約（以下「交渉等」という。）について、直接これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、砥部町個人情報保護条例（平成17年砥部町条例第165号）の定めるところによる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（署名又は記名押印）

空き家バンク物件登録申請書

砥部町空き家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの物件登録を申請します。

- 1 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード記載のとおりです。
- 2 契約交渉に関わる全てについて、所有者と利用希望者の両者間で責任をもって行います。
- 3 同意事項
 - (1) 物件情報を登録するため、担当職員が物件調査を行うことに同意します。
 - (2) 登録情報の一部（所在地域、物件の概要及び写真）について、町のホームページ、広報誌等で一般に公開されることに同意します。
 - (3) 所有者の確認等のため、固定資産税の納税管理者の調査等を認めます。
- 4 注意事項
 - (1) 町は、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。当事者間交渉・契約に関するトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。
 - (2) 町は、この申請により登録された情報を本事業の目的以外に利用いたしません。

別紙

空き家バンク登録カード

太枠内のみ記入してください。(変更登録の場合は、変更箇所のみ記入してください。)

登録No		賃貸又は売却の別		□賃貸 □売却		
物件所在地		砥部町				
物件の概要	面積		構造	建築年	()年建築 (築 年)	
	土地		□木造 □軽量鉄骨造 □鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ □その他 ()	補修の要否		
	建物	1階		□不要 □多少必要 □大幅に必要 □補修中	補修の費用負担	
		2階	□所有者負担 □入居者負担 □その他 ()			
	間取り	1階	□居間 ()畳 □台所 □風呂 □トイレ □その他 () □和室 ()畳 ()畳 ()畳 □洋室 ()畳 ()畳 ()畳			
		2階	□居間 ()畳 □台所 □風呂 □トイレ □その他 () □和室 ()畳 ()畳 ()畳 □洋室 ()畳 ()畳 ()畳			
希望価格		1 賃貸 ()円程度/月額		2 売却 ()円程度		
利用状況	□自らが居住 □放置(年) □別荘 □その他		主要な施設等までの距離	□役場まで ()km・分 □ ()バス停まで ()km・分 □病院まで ()km・分 □その他 ()まで		
	電気	□引込み済み □その他 ()		風呂	□ガス □灯油 □電気 □その他 ()	
設備状況	ガス	□プロパンガス □その他 ()		トイレ	□水洗 □くみ取り/□和式 □洋式	
	水道	□上水道 □簡易水道 □その他 ()		駐車	□有 ()台、内車庫 ()台 □無	
	下水道	□下水道 □浄化槽 □その他 ()		物置	□有 ()坪・㎡程度 □無	
	電話	□接続済み □その他 ()		庭	□有 ()坪・㎡程度 □無	
					その他	
【間取り】(別紙可)			【地図】(別紙可)			
特記事項						
所有者 管理者	住所	〒 -				
	氏名			TEL		
	生年月日			携帯TEL		
	Eメール			FAX		

※抵当権等が設定されている場合及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日
契約成立日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

砥部町長



空き家バンク物件登録通知書

砥部町空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により、空き家バンクへの物件登録が完了したので同条第3項の規定により通知します。

物件登録番号	第	号
--------	---	---

※登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

砥部町長 様

物件登録者 住 所
氏 名
電話番号

空き家バンク物件登録変更届

砥部町空き家バンク実施要綱第5条の規定により、物件登録内容の変更を届出します。

物件登録番号	第 号
変更内容	別紙 空き家バンク登録カード

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

砥部町長



空き家バンク物件登録抹消通知書

砥部町空き家バンク実施要綱第6条の規定により、空き家バンクの登録を抹消したので通知します。

物件登録番号	第	号
--------	---	---

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

砥部町長 様

物件登録者 住 所
氏 名
電話番号

空き家バンク物件登録抹消申請書

砥部町空き家バンク実施要綱第6条の規定により、物件登録の抹消を申請します。

物件登録番号	第 号
抹消理由	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

空き家バンク物件利用登録申請書

砥部町空き家バンク実施要綱第7条第1項の規定により、物件利用登録を申請します。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

砥部町長



空き家バンク物件利用登録通知書

砥部町空き家バンク実施要綱第7条第3項の規定により、空き家バンク物件利用登録をしたので通知します。

利用登録番号	第	号
--------	---	---

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

砥部町長 様

利用登録者 住 所
氏 名
電話番号

空き家バンク物件利用登録変更届

砥部町空き家バンク実施要綱第8条の規定により、物件利用登録の変更を届出します。

利用登録番号	第 号	
変 更	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

※変更箇所のみ記入してください。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

砥部町長



空き家バンク物件利用登録抹消通知書

砥部町空き家バンク実施要綱第9条の規定により、空き家バンク物件利用登録の抹消が完了したので通知します。

利用登録番号	第 号
抹消理由	

様式第 10 号 (第 9 条関係)

年 月 日

砥部町長 様

利用登録者 住 所
氏 名
電話番号

空き家バンク物件利用登録抹消申請書

砥部町空き家バンク実施要綱第 9 条の規定により、物件利用登録の抹消を申請します。

利用登録番号	第 号
--------	-----